

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会

TEL. 03-3988-6344 FAX. 03-3988-6366

http://www.ikerokyo.or.jp/ e-mail:office@ikerokyo.or.jp

〒170-0014 東京都豊島区池袋1丁目8番8号

## ◆ 令和5年労働災害発生状況 ◆

令和5年における池袋労働基準監督署管内の労働災害は、死亡災害が5件、休業4日以上の死傷災害は1,025件となっており、令和4年の同時期と比べ、死亡災害は1件増、死傷災害は7.2%増となっています。（速報値）

令和5年 死亡災害・死傷災害発生状況(令和6年2月末日現在)

【池袋監督署管内】 業種別 死亡災害				【池袋監督署管内】 業種別 休業4日以上の死傷災害			
	R5年	R4年	増減数		R5年	R4年	増減率%
製造業	0	0	0	製造業	50	44	13.6
建設業	2	0	2	建設業	86	86	0
土木工事業	0	0	0	土木工事業	15	8	87.5
建設工事業	1	0	1	建設工事業	62	73	-15.1
その他の建設業	1	0	1	その他の建設業	9	5	8
陸上貨物運送業	0	0	0	陸上貨物運送業	84	76	10.5
ハイヤー・タクシー業	2	0	2	ハイヤー・タクシー業	69	80	-13.8
その他の運輸交通・貨物取扱業	0	0	0	その他の運輸交通・貨物取扱業	24	13	84.6
商業	0	0	0	商業	202	210	-3.8
小売業	0	0	0	小売業	171	178	-3.9
保健衛生業	0	0	0	保健衛生業	207	152	36.1
社会福祉施設	0	0	0	社会福祉施設	161	122	32
接客娯楽業	0	0	0	接客娯楽業	84	83	1.2
飲食店	0	0	0	飲食店	72	57	26.3
清掃と畜業	0	1	-1	清掃と畜業	87	108	-19.4
ビルメン業	0	0	0	ビルメン業	58	66	-12.1
その他の三次産業	1	3	-2	その他の三次産業	130	102	27.5
金融業	0	0	0	金融業	6	6	0
警備業	1	1	0	警備業	50	27	85.2
その他(一次産業)	0	0	0	その他(一次産業)	2	2	0
<b>全産業計</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>全産業計</b>	<b>1,025</b>	<b>956</b>	<b>7.2</b>

## 目 次

- ◆池袋署管内の令和5年死亡災害・死傷災害発生状況 ..... 1
- ◆東京局管内の令和5年死亡災害発生状況と死亡災害事例 ..... 2～3
- ◆池袋労働基準監督署からのお知らせ
  - STOP熱中症クールワークキャンペーン ..... 4～5
- ◆協会からのお知らせ「年収の壁」対策(キャリアアップ助成金) ..... 6
- ◆ハローワーク池袋だより ..... 7
- ◆講習会・定時総会のご案内 ..... 8

東京局管内における令和5年死亡災害発生状況と死亡災害事例を紹介します。

(東京労働局ホームページから抜粋)

令和5年死亡災害発生状況(令和6年2月末日現在)

その1 署別・業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	(注3) 陸上貨 物運送 事業	ハイ ヤー・ タク シー業	その他 の運輸 交通・ 貨物取 扱業	商業	小売業	保健衛 生業	社会福 祉施設	接客娯 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (鉱業、 農林業、 畜産業、 水産業)	署計
中央		3		3		1			1		1	1						1				6
上野						2												1		1		1
三田		1		1						1									1		1	3
品川		1		1															1			2
大田				2	1		1	1		3						2						6
渋谷	1	1		1					1													2
新宿		3		2		1									1	1	1	1		1		5
池袋		2		1		1		2										1		1		5
王子		1		1																		1
足立		1	1													1		2		1		2
向島		3		3					1	1					1	1						6
亀戸		2	2							1										1		3
江戸川		1				1	1															2
八王子										1	1											1
立川	1																		1		1	2
青梅															1					1	1	2
三鷹		1		1															1		1	2
町田										1	1											1
小笠原																						
業種計	2	17	3	11		3	2	2		8	2	1	1	1	1	5	4	1	9	7	1	46

(注1) 上段は、令和6年2月末日現在(速報値)  
下段は、前年 同期(速報値)

(注2) 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。

(注3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。

死亡災害事例(令和5年)

災害月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
		年齢	起因物	
3月	道路貨物 運送業	運転者	激突	被災者が、トレーラーの荷台に取り付けられた点検台に飛び降りようとしたところ、目測を誤り、点検台及びトレーラー右側面に腹部を強打したもの。
		70歳代	トラック	
5月	建築工事業	とび工	激突され	くい打機(移動式クレーンに基礎工専用アタッチメントを取り付けたもの)を作業箇所へ移動させる際に、傾斜になっている箇所でご当該くい打機が横転し、車両が下敷きとなり車内で休憩していた労働者が死亡したもの。
		50歳代	基礎工専用 機械	
6月	その他の 事業	警備員	高温・低温の 物との接触	屋外の工事現場の警備業務において、途中の休憩後、現場に戻った際に倒れ、熱中症により死亡したもの。
		80歳代	高温・ 低温環境	
7月	社会福祉 施設	介護職	転倒	訪問介護を行う被災者が、利用者宅から自転車に乗って帰社する際に、路上で転倒し、頭部を負傷したもの。
		80歳代	自転車	

災害月	業種	職種	事故の型	発生状況の概要
		年齢	起因物	
7月	小売業	配達員	高温・低温の物との接触	バイクによる配達業務において、午後2時頃配達先の民家敷地内で倒れ、熱中症により死亡したものの。
		50歳代	高温・低温環境	
7月	建築工事業	作業員	高温・低温の物との接触	現場で資材の片づけ等を行っていた作業員が熱中症により亡くなったもの。
		40歳代	高温・低温環境	
8月	建築工事業	防水工	墜落、転落	学校内1階食堂の屋根(2階相当)において、作業床の端に背を向けて防水シート貼り作業をしていた被災者が、作業床の端から墜落(約4m)したものの。
		50歳代	建築物・構築物	
8月	建築工事業	軽作業員	崩壊、倒壊	新築工事現場において、隣接する建物との境界に高さ1m程度の間仕切りブロックを設置するため、ドラッグショベルにて機械掘削作業を行った後、ショベルを用いて手元掘削作業を行っていたところ、隣接する住宅のコンクリートブロック塀が倒壊し、下敷きになったもの。
		20歳代	建築物、構築物	
9月	建築工事業	電工	墜落、転落	道路と現場を隔てる仮囲いを復旧するため、水平方向の単管パイプ同士を接続するためジョイントピンを差し込もうとしたところ、前方の開口部に被災者が倒れて墜落(約4m)したものの。
		70歳代	開口部	
10月	その他の建設業	電工	墜落・転落	商品保管倉庫の屋根において、設置されていた太陽光パネルの点検作業を行っていたところ、プラスチック製の採光用屋根を踏み抜いて墜落(約9m)したものの。
		60歳代	屋根、はり、もや、けた、合掌	
12月	建築工事業	管理者	墜落、転落	工場のスレート葺き倉庫の屋根上に設置予定のソーラーパネルの設置箇所を被災者ほか1名で計測中、被災者が明り取り部分を踏み抜き、倉庫床に墜落したものの。
		60歳代	屋根、はり、もや、けた、合掌	
12月	卸売業	作業員・技能者	墜落、転落	脚立を広げた状態で移動はしごとして使用して棚に乗り移る際に移動はしごが倒れ、約2mの高さから墜落したものの。
		50歳代	はしご等	
12月	清掃と畜業	運転者	交通事故(道路)	被災者が資源回収作業車の荷台で資源回収作業をしていたところ、後ろから乗用車に追突され、資源回収作業車の荷台と乗用車に挟まれたもの。
		50歳代	乗用車、バス、バイク	

【お詫びと訂正】

2月26日に発行しました会報第412号「署長表彰事業場の紹介」(4頁)において、以下のとおり誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます、ここに訂正いたします。

※写真のキャプション部分

《誤》(株)日立プラントコンストラ ⇒ 《正》(株)日立プラントコンストラクション

# STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、  
約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン  
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

## 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

# 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

# 協会からのお知らせ

## 「年収の壁」対策

企業への支援キャリアアップ助成金《社会保険適用時処遇改善コース》のご案内

### 「106万円の壁」への対応

#### ◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。



#### (1) 手当等支給メニュー

#### (2) 労働時間延長メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

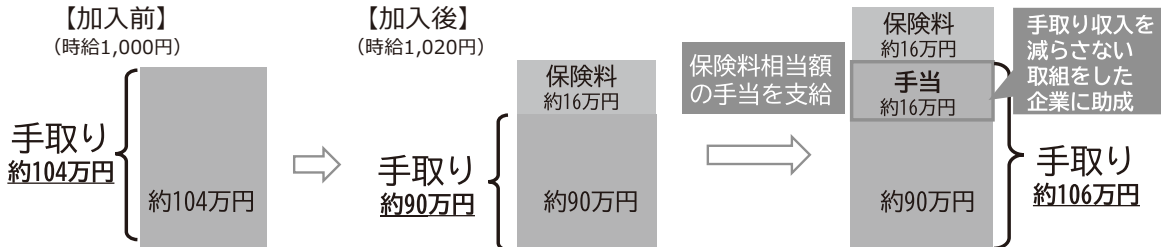
※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

#### ◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

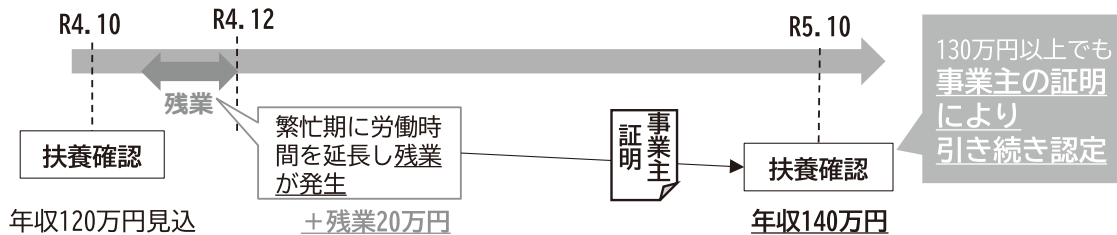


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。  
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

### 「130万円の壁」への対応

#### ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



### 配偶者手当への対応

詳細はこちら

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。





# 令和6年度の雇用保険料率について

～令和5年度と同率です～

- ◆ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです（令和5年度と同率です。）。
- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き6/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000です。）。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

## <令和6年度の雇用保険料率>

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和5年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>7/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	7/1,000	3.5/1,000	<b>17.5/1,000</b>
(令和5年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	<b>7/1,000</b>	<b>11.5/1,000</b>	7/1,000	4.5/1,000	<b>18.5/1,000</b>
(令和5年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



詳細は東京労働局労働保険徴収部適用課

電話:03-3512-1628 までお問い合わせください。

## 家内労働の「委託状況届」は4月30日までに

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している委託者の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。4月30日までに提出してください。（令和2年12月25日付けで「委託状況届」の様式が改定されています。）

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

東京労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei\\_toukei/pamphlet\\_leaflet/chingin\\_kanairoudou/\\_121062.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html)



## 令和6年度 定時総会・懇親会のご案内

開催日時 令和6年6月5日(水)

総会 午後4時～(予定)

懇親会 午後5時30分～(予定)

会場 ホテルカデンツア東京

なお、開催通知、議案書、ご出欠、委任状などは、5月中旬に郵送いたします。

## 講習会等・協会行事実施報告と計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。

### 2024年度 講習会等実施計画（予定）

<池袋協会主催講習会等>	2024年(令和6年)										2025年(令和7年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新入社員安全衛生教育等講習会	9日												
労働行政運営方針説明会		24日											
全国安全週間説明会			13日										
全国労働衛生週間説明会						5日							
豊島板橋練馬地区安全衛生推進大会								予定					
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会												予定	
安全衛生推進者養成講習		21-22日				17-18日					18-19日		
安全管理者選任時研修			25-26日				15-16日					18-19日	
衛生推進者養成講習				8日			9日				7日		
労災保険給付基礎講座												予定	
ベーシックセミナー（未定）													
労働法セミナー				予定									

協会ホームページ <http://www.ikerokyo.or.jp/>

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。講習会等のご案内については、随時更新いたします。